

《 平成28年 11月事例 》

1	発生日	11月11日	発生場所	武雄市
---	-----	--------	------	-----

11月11日（金）午前中、武雄市在住の被保険者宅に武雄市役所健康保険（健）課職員を名乗る男性から、「今年の3月に通知をしていた33,650円が未請求のため、手続きをして欲しい。」という電話が入る。

「今日中に振り込みたいから指定のATMに行ってほしい。」と言われ、続けて「そのATMに“マツモト”という男が行くから、そこで待っているように。」と指示されたため、娘に同行してもらい現場で待っていたが男性は現れず、再度電話があり「トラブルで“マツモト”が行けないから自分が指示するようにATMを操作してほしい。」と指示された。指示どおり操作を行い残高が数百円であることを伝えると「わかりました。振り込みは週明けの月曜になる。」と言われ電話は切れた。

同日、被保険者から市役所に相談があり、本事案が発覚した。

なお、口座番号などは教えていないとのこと。

2	発生日	11月22日	発生場所	多久市
---	-----	--------	------	-----

11月22日に多久市在住の被保険者から多久市市民生活課に不審電話について、3件の相談があった。架電の主旨については、以下のとおりであった。

- ① 13時過ぎに保険年金係担当”アオキ”を名乗る男性から「4月に還付金の件で文書を出していたがまだ手続きされていない。還付金を振り込むためにはATMでの操作が必要なので、口座番号を教えてください。」という電話があった。
- ② 同じく13時過ぎに保険年金係の職員を名乗る者から「10月に高額療養費の還付金の件で文書を出していたがまだ手続きされていない。還付額が2万円と高額であるため、電話をした。」という電話があった。

③ 14時前ごろ、保険年金係の職員を名乗る男性から、「21,000円還付があるので手続きが必要だ。手続きの方法は、あとで銀行職員から電話があるのでそれに従ってくれ。」との内容の電話が入る。その後、〇〇銀行の“サイトウ”と名乗る者から電話があり、キャッシュカードを持ってATMに行き操作するよう言われたが、キャッシュカードは持っていないこと伝えると、手続きの方法を調べてかけ直すと言われ電話は切られた。

以上の電話の内容を不審に思った被保険者やその家族から市役所へ相談があったことにより本事案が発覚した。